

承継の認可申請をされる方へ

〈ご注意いただきたい事項〉

- ・相続以外の承継(事業譲渡、合併、分割)は、あらかじめ認可を受けておく必要があります。承継の事実が発生した後に遡って認可することはできません。
- ・承継の認可申請を予定している場合は、**すみやかに県庁技術調査課建設業班まで事前にご相談ください。**
- ・事前相談なく承継の認可申請をされた場合、不備の補正等に時間がかかり、承継日までに認可ができないおそれがあります。
審査を円滑に進め、承継日までに認可を行うために、承継日の設定や認可の要件(営業所技術者等の変更等がある場合)をはじめとした申請内容を事前にご相談ください。
- ・**事前相談を終えた上で、承継日の30日前(土・日・祝を含まず)までに申請を完了させてください。**
- ・また、入札参加資格も承継される場合は、併せてご相談いただき、認可の申請と同時に入札参加資格の承継申請書類をご提出ください。
(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/shinsa/index.html#syokei>)

(事前相談)

- ・**当分の間、県庁技術調査課まで事前相談書類を1部ご提出(PDFメールor郵送)ください。**

※事前相談書類・・・本申請予定書類と同様のもの(コピー可)

[県庁技術調査課HP(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kyoka/d00205321.html>)

に掲載の「建設業に係る許可申請又は認可申請の際の持参書類」を含む]

申請日や承継日は空欄にし、「譲渡及び譲受けに関する契約書」や「譲渡に関する株主総会又は社員総会の決議録」等は、「案」の提出をお願いします。

[[技術調査課建設業班メールアドレス e0811004@pref.wakayama.lg.jp](mailto:e0811004@pref.wakayama.lg.jp)]

- ・事前相談が全て完了した後は、すみやかに本申請をしてください。その際には、改めて各振興局建設部(海南工事事務所)まで申請書を3部(正本1部、副本1部、申請者控え1部)ご提出ください。

問い合わせ窓口

譲受人、合併存続法人、合併新設法人、分割承継法人の所在地	名称	電話番号
和歌山市	海草振興局建設部	TEL 073-488-1705
海南市 紀美野町	海草振興局建設部 海南工事事務所	TEL 073-483-4824
紀の川市 岩出市	那賀振興局建設部	TEL 0736-61-0028
橋本市 かつらぎ町 九度山町 高野町	伊都振興局建設部	TEL 0736-33-4937
有田市 湯浅町 広川町 有田川町	有田振興局建設部	TEL 0737-64-1267
御坊市 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町	日高振興局建設部	TEL 0738-24-2918
田辺市 白浜町 上富田町	西牟婁振興局建設部	TEL 0739-26-7960
すさみ町 古座川町 串本町	東牟婁振興局 串本建設部	TEL 0735-62-3869
新宮市 那智勝浦町 太地町 北山村	東牟婁振興局 新宮建設部	TEL 0735-21-9652

和歌山県 技術調査課 : TEL 073-441-3064